

「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」 御中

2019年9月2日

認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク

理事 高祖常子

意見書

■検討会で議論いただきたい観点について

「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」ですので、ガイドライン作成のみならず、「体罰等によらない子育て推進」についての議論もお願いします。以下内容項目案です。

- ・体罰禁止の考え方のすり合わせ（体罰の範囲などを確認）
- ・体罰のガイドライン作成
- ・体罰のガイドライン策定における懸念事項など
- ・体罰等によらない子育て推進方策および保護者支援策
 - 体罰によらない子育てをするための情報提供(愛の鞭ゼロ作戦などを活用または新規にツール作成、母子手帳への記載や、母子手帳配布時、定期健診時に伝えるなど)
 - 両親学級での情報提供
 - 子育て講座での情報提供
 - 相談しやすい場作り ほか
- ・子ども自身への情報提供や教育（暴力を受けることが当たり前ではないことを知る）
- ・子ども自身が意見を言う、SOSを出せる仕組み作り（子どもオンブズなど）
- ・子育て支援者（子育てひろばスタッフなど）および保育士・幼稚園教諭、教師、助産師・看護師・医療者ほか、子育て支援や子どもに関わる人すべてが共通認識を持つ
- ・国民一般への広報 PR など

■体罰のガイドラインについて

ガイドライン作成にあたり、検討委員の意識合わせをする必要があると考えます。「子どもの権利」のベースに立つこと。

- ・「国連子どもの権利委員会」（パラ 26）をベースとしてはいかがでしょうか。
どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。(資料3の P10)
- ・「国連子どもの権利委員会」（一般的意見 8号）の例示も参考に。
「これは手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引

っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をともしう場合もありうる。」

・厚生労働省「児童虐待の定義」（以下厚労省サイトからコピー&ペーストしています）をもちろんベースにしつつ、体罰が指し示す範囲を決めていくことにしてはいかがでしょうか。「性的虐待」や「ネグレクト」「心理虐待」を、「体罰」の範囲に含めることについて異論があると思いますが、「お前が悪いから」という趣旨で行われることもあります。

身体的虐待/殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待/子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト/家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待/言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など